

鹿児島（鶴丸）城跡VR等制作業務委託仕様書

1 業務名

鹿児島（鶴丸）城跡VR等制作業務委託

2 業務目的

令和2年3月に鶴丸城御楼門が復元され、鹿児島県歴史・美術センター黎明館（鹿児島城本丸跡に立地）への来館者の増加が期待されているが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、入館者数は伸び悩んでいる状況となっている。

このようなことから、本事業は、最新の仮想現実（以下、「VR」という。）や拡張現実（以下、「AR」という。）の技術を用いて、県指定史跡である「鶴丸城跡」の往時の様子を再現し、それを体感できる環境を整え来訪者へ視覚的に訴えることで、鹿児島（鶴丸）城跡の魅力向上と来訪者の満足度向上を図り、鹿児島（鶴丸）城跡に対する関心・理解を深める契機及び黎明館の来館者増につなげることを目的とする。

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和4年3月31日（木）

※コンテンツの制作完了から配信・運用開始を含む。

4 業務内容

(1) 3DCGを用いたコンテンツ等の制作

ア 往時の鹿児島（鶴丸）城や周辺の様子を高精細な3Dモデルで制作する。

(ア) 制作にあたっては、資料（絵図・写真・調査報告書など）や鹿児島県が指定する監修者の意見に基づき、制作の精度を高め、鹿児島（鶴丸）城跡の正確な姿を分かりやすく示すよう努めること。

(イ) 360°VRスポットとして、最大3地点（別紙1参照）を制作すること。

(ウ) 360°VRスポット以外に、ARやクイズ機能など観光客が楽しみながら利用できる工夫を取り入れること。

イ それぞれのコンテンツに、多言語対応のナレーション及び解説文を作成すること。

(ア) 言語は2種類以上とし、日本語、英語を必須とする。

(イ) 翻訳は受託者において行うこととし、その費用は委託料に含めること。

(ウ) 翻訳にあたっては、文化庁『文化財の多言語化ハンドブック』を踏まえること。

ウ 文化庁『文化財の観光活用に向けたVR等の制作・運用ガイドライン』及び『鹿児島（鶴丸）城跡保存活用計画』を踏まえること。

エ 復元対象時期は、発掘成果や史料が揃う藩政期末から明治4年（廃藩置県並びに古写真が揃う）辺りを基本とする。

オ 鹿児島（鶴丸）城跡の歴史的価値及び文化財としての魅力について、幅広い世代や国内外の方に分かりやすく伝わる内容とすること。

（２）コンテンツ等の配信・運用

ア （１）により作成した3DCGを用いたコンテンツ等については、スマートフォン等のアプリやQRコードなどで動作するVR／ARコンテンツとして配信すること。

イ コンテンツは、基本的には現地で視聴可能なものとし、現地以外でも一部について視聴可能なものとする。

ウ 対応OSは、iOS及びAndroidとすること。

エ 配信の際の手續及び費用については、委託料に含めること。

オ アプリとして配信する場合は、App Store及び及びGoogle Playから取得可能とすること。

カ 配信にあたっては、QRコードからの読み取りなど、利用者が容易に取得できるよう工夫を行うこと。

キ 運用サーバやデータは、受託者の責任において管理し、システムに不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。

ク システム（アプリなど）の運用にあたっては、OSのバージョンアップの際に改修作業の必要性に応じて対応するなど、継続的な維持管理や保守点検費用が発生しないものとする。

また、コンテンツの管理等のメンテナンスについて、可能な限り委託者で行える適切なシステムを導入すること。

５ 信頼性等の要件

（１）信頼性

システム（アプリなど）は常時正常に動作するものとする。

（２）完全性

システム（アプリなど）内のデータが破損した場合、受託者の責任において速やかに復旧を行うこと。

（３）機密性

ユーザ情報の取得は、運用上必要最低限にとどめ、取得した情報については、漏洩・改ざん等事故が発生しないように対策を行うこと。

（４）拡張性

システム（アプリなど）については、制作以降の機能追加に容易に対応できるよう、拡張性の高いものとする。

（５）上位互換性

委託期間中にOSのアップデートが発生した場合は、これに対応すること。

（６）システム中立性

アプリケーションは仕様の実現上特に必要な場合を除き、受託者への依存性の高い技術を利用せずに構築すること。

（７）アクセシビリティ

ア スマートデバイスに不慣れな利用者でも、複雑な操作を行う事

なく利用できること。

イ 屋外での操作の際にも安全に利用できること。

6 テスト要件

開発を行うシステムについては、本運用の前に必要なテストを実施すること。

7 実施体制等の要件

- (1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、委託期間中、工程に応じて担当者が必要な打合せを行うこと。
- (3) 関係施設において作業を実施する場合は、作業期間及び作業時間について事前に発注者と協議すること。
- (4) 発注者が許可をした場所以外で業務を行わないこと。
- (5) 発注者が指定する場所以外に個人情報を持ち出さないこと。
- (6) システム導入時に、必要なマニュアルを納品すると共に、発注者及びその他関係者に対して研修を行うこと。

8 その他

- (1) 制作に当たっては鹿児島県が指定する者に監修を依頼すること。
- (2) 制作に必要な資料（絵図・写真・調査報告書など）のうち、鹿児島県が所有するものについては、鹿児島県から受託者に提供する。
- (3) 本業務において制作した最終成果物の著作権は、鹿児島県が有するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、鹿児島県と協議の上、決定するものとする。